

その言葉

福岡県は2019年3月1日に 「福岡県部落差別の解消の 推進に関する条例」

を施行しました。

- 部落差別のない社会を実現することが目的です。
- 部落差別を解消するため、相談体制の充実や必要な教育・啓発を行います。
- 県民および事業者は、結婚や就職に際しての部落差別発生防止のため、自ら啓発に努めるとともに県の施策に協力する責務があります。

この条例をもっと知るために
QRコードで確認してみましょう！



問い合わせ先 ※()は内線番号

●大野城市／大野城市教育委員会

TEL:580-1840 FAX:574-2053

TEL:580-1911 FAX:501-2270

●太宰府市／太宰府市教育委員会

TEL:921-2121(443) FAX:921-1601

TEL:921-2121(451) FAX:921-3667

●筑紫野市／筑紫野市教育委員会

TEL:923-1111(251) FAX:921-8666

TEL:923-1111(715) FAX:923-9644

●那珂川市／那珂川市教育委員会

TEL:953-2211(492) FAX:953-0688

TEL:952-2092 FAX:952-2093

●春日市／春日市教育委員会

TEL:584-1201 FAX:584-1181

TEL:981-0101 FAX:584-1153

●福岡県(人権・同和対策局調整課)

TEL:643-3325 FAX:643-3326

2024年度
同和問題啓発強調月間
筑紫地区統一・リーフレット

しあわせって
なんだろう

言っても大丈夫？



わたしたちの何気ない言葉や行動が
誰かを傷つけているかもしれません。

部落差別って
今もあるの？

私には関係ないし、
考えたことないなあ

わかってほしいけど、
言えない…



「**部落差別**」とは、住んでいる場所や出身地を理由に差別され、全ての人に保障されている基本的人権が侵害されているという日本特有の重大な人権問題のことです。また、この「部落差別」が存在することによって生じるさまざまな社会問題（経済格差や教育格差、差別行為）を「**同和問題**」といいます。

身元調査をしない！ させない！ 許さない！

生きづらさを抱えている人は、
簡単に人に言えません。

しかし、わたしたちの身近にいます。

わたしたちにできること

- 自分の言葉や行動が、無自覚に相手を傷つけていないか考えてみましょう。
- 学びの機会をもつことで相手の立場になって考える想像力や気づく力を高めましょう。

気づかなければ
見えないことがあります。

気づくと
見えてくることがあります。



「本人通知制度」について

筑紫地区では、住民票の写しなどを「不正取得された」とき、本人へお知らせする制度を導入しています。

※制度のご利用には、あらかじめ登録していただく必要があります。